

政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向

政策分野	指標等	委員意見の概要	対応・対応方向
2	農林漁業体験を経験した国民の割合 【施策(1)－目標①－(エ)】	○ 農林漁業体験を経験したと言っても、3時間だけ体験した場合や、中学・高校等の修学旅行等で農村に数日間ホームステイして作業した場合等いろいろなケースがあると思うが、体験を経験した国民の割合の基準を教えて欲しい。(大山委員) ○ 体験の意味合いが広い。2～3時間、あるいは1回でも体験すればその後ずっとこの割合の中に含まれていくのか、基準を教えて欲しい。(婦木委員) ○ (消費・安全局からの回答を受けて)農林漁業体験を引き受ける立場として、一般の方がただ体験した数字を出すことに意味があるのか。私は20年前から農家の子供は海の体験を、漁師の息子は山の体験というように流域全体を考えた取組をしており、もう少し視点を広く持つべきだと思う。(畠山委員)	○ 農林漁業体験を経験した国民の割合は、平成22年度から4千人を対象とした無作為抽出のアンケート調査により把握している。その設問において、農業体験として「田植え、稲刈り、野菜の収穫など」を例示したり、参加した農林漁業体験として、学校の取組、地方自治体や地域の取組、民間ツアーに参加の選択肢を設けたりしている。回答にあたっての判断は、回答者に委ねられており、市民農園や家庭菜園等も含め多様な体験が含まれていると思う旨説明。(消費・安全局)
2	飼料用米・米粉用米の作付面積 【施策(1)－目標①－(オ)】	○ 飼料用米と米粉用米について、別々に指標を設定する、あるいは分けて説明するといったことはできないか。(婦木委員) ○ 飼料用米への支援が変わることもあり、現場では飼料用米作付けへの関心が高まっている。一方、畜産農家では、配合飼料価格が高いということから、将来的に飼料用米を使いたいという需要がある。このように、飼料用米の生産を拡大していかないといけない中で、種苗が足りないという声があるが、これに対する準備ができているのか。また、需要者とのマッチングについてはどう考えているのか。(三谷委員)	○ 飼料用米と米粉用米は、主食用米に代わるべき水田作物の中心として一体的に施策を展開し、また、法律上も「新用途米穀」として同様に扱っているため、一体の指標とした方がいいと考えた旨説明。(生産局) ○ 飼料用米の種苗の供給については、多収性の品種を都道府県の種子協会等を通じて生産者に供給するなど関係機関が連携して対応している。また、都道府県の農業再生協議会を通じて畜産農家の希望を把握して、現在、約2割のマッチングが進んでいるとともに、今後とも取組を推進する旨説明。(生産局)
2	国産ナチュラルチーズ製造事業所数 【施策(1)－目標①－(シ)】	○ 牛肉等は生産量を指標としており、チーズについても、これまでは生産量を指標とし、生産数量目標の達成と直結したものであった。しかし、今回見直した事業所数という指標では生産数量	○ 国産ナチュラルチーズの生産量については、全体の生乳量を飲用、バター用へと優先的に仕向けられていく中、チーズ向けの生乳の生産量は変動しやすい。一方、現場

		目標の達成とリンクせず、違和感がある。酪農は厳しい状況にあり、北海道でも生産数量目標を達成できておらず今後の生産量も減少が見込まれる中、事業所数に変更した考え方を教えて欲しい。(婦木委員) ○ 事業の目的・効果から指標の見直しを検討すべきで、生産量が目的ならばこの見直しは妥当ではないし、事業所数の増加が目的ならば妥当と言える。見直しに当たりどのような検討をしたのか。(左近委員)	では6次産業化の取組として、ナチュラルーズの生産が増加しており、国としても地域の特色あるナチュラルチーズ作りを施策として推進している。このように、需給状況等により影響を受けやすい「量的な指標」ではなく、施策効果が比較的ダイレクトに評価しやすい「取組に着目した指標」として、事業所数に指標を見直すこととした旨説明。(生産局)
5 6	担い手が利用する農地面積の割合 【施策(1)－目標①－(ア)】 【施策(3)－目標①－(ア)】	○ 担い手が利用する農地面積を年間14万ha増加させるという目標値は野心的な数値目標なのか、それとも、もっと達成できる数値なのか、現時点でコメントが可能であれば伺いたい。 また、サラリーマンの平均年収と比較して、農業収入はあまりないから農業に入ってくる人がいないという話をよく聞く。政策目標の中に、サラリーマン並みの収入を目指す割合なども入れたほうがインパクトもあって良いのではないかと思う。(大山委員) ○ 担い手について、認定農業者や集落営農、法人等の参入、新規就農等いろいろな考え方があり、担い手のとらえ方によっては、数値はどうにでもなるといえなくもない。そのような中で、認定農業者は市町村が認定するが、地域によって認定基準にばらつきがあるのではないか。国としての線引き、認定農業者像というものをはっきりしていかないとけない。担い手の基準をはっきりしてもらいたい。(婦木委員)	○ 担い手が利用する農地面積について8割を目指すというのは、何もしくなくても達成できる数値ではないという意味では、意欲的な目標数値である。農地法の改正や農地中間管理機構法とあわせ、人・農地プランということで、地域の現場レベルで、今後の担い手や農地利用をどうするかを話し合ってもらう取組とセットで進めていく予定。財政的に充実させたところでもあり、枠組みと現場での取組をセットで進めていくことによって実現したい旨説明。(経営局) ○ 担い手とは、法律上の言い方をすると、「効率的かつ安定的な農業経営」という言い方になる。これは、主たる従事者の労働時間が他の産業と同等であって、主たる従事者一人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準になるということであり、そういった意味で所得も入った概念である旨説明。(経営局) ○ 認定農業者について、市町村が認定することとしているのは、農業は地域ごとに差があり画一的に線引きすると、かえって、現場が動かなくなってしまうということもあり、このような対応としている旨説明。(経営局)
		○ 小規模でも農業者に位置づけられるが、趣味の域を出ない場合は、耕作して収入を得ている農家とはかけ離れていると思う。中山間地域では耕作してくれる人がいたら嬉しいが、耕作しなかったら草がはえてきてしまう。一方で、貸してしまうと転用の機会が出てきた時に売れなくなってしまうため、なかなか貸さないこともある。このように、いかに農地を有効に活用していくか、農地を借りたい人にきちんと貸すことが現状では確立されていないのではないかと思う。(小池委員)	○ 中山間地域も含めて、中間管理機構が引き受け、現場の中で話し合いを行い、受け手を見つけるという仕組みとすることで農地の貸借が進むようにしたところ。また、平地で耕作放棄しているようなところは、指導・勧告などして、しっかり利用しないと中間管理機構が借り上げるといった制度も設けた。また、農地については転用規制を設け、優良な農地については転用できないようにしており、これらを厳格にやっていく旨説明。(経営局)

8	市町村段階における有機農業の推進体制の整備率 【施策(2)－目標①－(ア)】	○ 有機農業の推進体制について、市町村の指導体制がしっかりしていないと、取組に差が出る。体制の中身について常にチェックできるようにしないといけないのではないか。(速水委員) ○ 有機農業の推進体制整備は必要だが、生産量からこの指標に変わったのは後退のイメージ。また、前の指標は有機JAS農産物を対象としていたが、有機農業と有機JAS認定の取得では、レベルが大きく違う。有機農業者の参入を支援することを目指すのか、有機JAS取得者を増やすことを目指すのかでは大きな開きがあり、どこを目指していくのかを教えていただきたい。(婦木委員)	○ 有機農業推進法ができて、県レベルでの技術指導体制はできているが、市町村段階での受入体制は立ち後れている面もある。先進事例や、有機農業への誤解事例等を情報収集して市町村に周知する等して推進体制を強化する取組を推進しているところ。 また、広域流通をするには有機JASも必要になってくるが、あえて有機JASを取得しないでの取引も多く、有機JASだけでは有機農業の実力を測れないという声も有機農業者の中から聞いている。また、施策ターゲットとしては法制度通り有機農業を推進している旨説明。(生産局)
9	新たなビジネスを創出できる人材(農山漁村ビジネスマネージャー)の育成数 【施策(1)－目標①－(ウ)】	○ 「新たなビジネスを創出できる人材(農山漁村ビジネスマネージャー)の育成数」という新しい指標を設定したいということであるが、現場では、このような人材育成は、すでに行われている。新しい指標について、どう把握してくのか。 地元の兵庫県丹波市では、都会からの若いクリエイターが市内にあるシェアハウスに住み、自ら会社を作って地域を盛り上げている。また、農業をやりたいという若者もシェアハウスに住みながら、頑張っている地域を盛り上げていく現状が起こってきている。民間で既に行っていることに対し、国として後追いするのではなく、地域で既に行っているものをさらに吸い上げていった方が地域活性化にもいいと思う。(婦木委員)	○ ご指摘のとおり、現在、日本各地で様々な方々によって、地域を盛り上げるための取組が行われていることは承知。 当方が目標としているのは、現在行われている地域の取組と連携しながら、取組をより高度化するための支援を行っていくというもの。このため、今後、人材育成のプログラム・カリキュラムを策定する段階において、こうした地域の優れた先進事例を調査し、参考としていくことを考えている旨説明。(食料産業局)
10	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数 【施策(1)－目標①－(ア)】	○ グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数に訪日外国人旅行者数を加えるのは、問題があるのではないか。外国人旅行者数が増えることが、グリーン・ツーリズム施設の利用に繋がることは必ずしも明らかではない。統計的に把握が可能であれば、外国人旅行者数は、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数の内数、あるいは割合として示した方がより適切ではないか。(左近委員)	○ 目標値の1,300万人は、日本国民の国内旅行者を1,050万人→1,200万人とし、これに訪日外国人旅行者100万人を加えたもの。 農山漁村地域ではあまり受け入れてこなかったのが現状であるが、受け入れた地域によると約1.5%程度であった外国人旅行者数を政府目標の5%に引き上げるもの。 外国人旅行者数100万人は、政府全体の目標として、平成32年東京オリンピックまで訪日受入れ外国人旅行者数を2,000万人としており、この5%分が農山漁村を訪れるとしたもの。 なお、外国人旅行者数の目標の設定に当たって、割合で考えることについては、国内の旅行者数が増加すると、それに応じて外国人旅行者数も増えていかなければならなくなるため、過大な目標とならないように人数を目標としている旨説明。(農村振興局)

		○ WWOOF(ウーフ)という仕組みを利用して、農村に滞在して農作業を手伝う外国人旅行者が増えている。フランスでは、空き家対策として農家が空き家を管理し、外国人旅行者がグループで利用する仕組みがある。丹波市にも約1,000件の空き家がある。外国人旅行者をどう受け入れて、地域の資産をどう生かしていくのかは、地方の取組むべき課題であり、支援をお願いしたい。(婦木委員)	○ ご意見として関係部署と情報を共有し、外国人旅行者の受け入れを推進していきたい。(農村振興局)
12	公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合 【施策(1)－目標②－(ア)】	○ 「育成複層林」という用語について、私自身は関係者なので分かるが、出席している委員にも分かるように、育成複層林が実際にどのような形になっているかも含めて説明していただきたい。(速水委員)	○ 育成単層林は、森林を一度に全部伐り開いた跡地に植栽するため、同一樹種、同一林齢で構成されるものであるのに対し、育成複層林は、森林を全部伐り開くのではなく、間引きをする形で伐り、跡地に植栽したり、広葉樹の導入を図ることで、異なる樹種や異なる林齢で構成された森林になる。 育成単層林は、一斉に伐って植えるため、林業の生産性、効率性の面でメリットがある。一方、育成複層林は、林地に木が育成していない期間や面積が少なく、より自然に近い形となり、生物多様性、公益的機能の観点、あるいは長期にわたる森林管理コストの面でプラスになるというメリットがある旨説明。(林野庁)
13	森林総合監理士数 【施策(1)－目標②－(ア)】	○ 森林総合監理士(フォレスター)については、民間人をどう登用していくのかというのが今後の発展の課題と考えている。森林総合監理士(フォレスター)は主に県の職員であるため、比較的目標は達成しやすいとも考えられるが、今後は、行政サービスではなく、ビジネスとしてのマーケットをきっちりと作っていくことが大事であり、民間人をどう育てていくのか聞きたい。(速水委員)	○ 森林総合監理士は、林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格することが要件であり、都道府県の職員に限らず、市町村職員や、民間の実務経験者等も受験できる仕組みとしている。 また、林野庁では、森林総合監理士の候補となり得る技術者を育成する研修を行うこととしており、この研修には民間の実務経験者の受講も可能としている。 官民を問わず、森林・林業に関し、専門的かつ高度な知識や現場経験を有する技術者を育てていく旨説明。(林野庁)
12 13 14	その他	○ 里山整備事業で間伐された木が、何もされることも無く放置されて3年目になる。この間伐材を材木や燃料等に利用することにより雇用を増やすというような施策があるのか。(小池委員)	○ かつての森林整備事業は、必ずしも間伐した後の木を利用していくという観点がなかったが、数年前から、間伐材を一定程度利用することを要件とする事業も実施されている。 また、里山林の整備に関しては、例えば、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を措置しており、この交付金において、里山林の景観保全などの管理活動も含めた、地

			域住民、森林所有者等が協力して行う取組を支援しており、里山林を維持するための伐採だけではなく利用に向けた取組も対象とする制度である旨説明。(林野庁)
18	農林水産分野の研究開発 【総合評価】	○ 研究の成果を現場にどの様に普及させていくのかに課題がある。基礎研究は大事だが、それだけで終わっては、国の研究機関としては問題。基礎研究とマーケットを繋げていくためにコーディネーターが必要であり、それぞれの研究機関の中にコーディネーター役をどう位置づけていくのか、そのことを目標にしていかなないと国の研究機関が基礎研究に取り組む必然性が出てこない。(速水委員) ○ 原発事故対応で、農作物・農地は入っているが、水産関係はどうなっているのか。(婦木委員) ○ 飼料用米の拡大を政策に掲げている中で、飼料の中にどれぐらい飼料用米を配合できるのか、生産者が飼料コストを抑えられ、消費者から喜ばれる畜産物を生産できるような効率的な飼料用米の配合等の研究を実施し、その結果を業者にも情報提供してもらいたい。(三谷委員)	○ 研究成果の普及のための実証研究に取り組むとともに、コーディネーターを全国に配置して研究の実用化や普及にも取り組んでいる。研究者の成果の現場への普及に向けた活動が適切に評価されるようにしていきたいと考えている旨説明(農林水産技術事務局) ○ 原発事故の対応については、水産関係についても取り組んでおり、水産生物の漁場環境中の放射性物質のモニタリングの継続と動態解明を研究のテーマとして掲げている。また、森林についても同様であり、農業分野だけではない旨説明。(農林水産技術会議事務局) ○ 飼料用米については、飼料に対する効率的な米の配合比率等の研究にも既に取り組んできているところであるが、今回の総合評価は平成22～24年度を対象としているため、当該期間中にもし研究を実施していなければ評価対象に含まれない。飼料用米は重要な政策対象であり、次期の研究基本計画の中でも引き続き取り組んでいくことになると思われる旨説明。(農林水産技術会議事務局)
	その他	○ 健康食品については、今まで、健康増進法で効能・効果を言っではいけないとなっていたが、積極的に訴えて売っていくという方針を報道で知った。良い面もあるが心配な面もあり、根拠のないデータで効能・効果をうたって詐欺まがいなものが出てこないようにお願いしたい。(小池委員)	○ 健康食品の関係については、委員のご不安・ご心配のような事案が生じないようにご意見として拝聴する旨説明。(評価改善課)